

## 南九州海難防止強調運動推進連絡会議規約

### 第1条（目的及び設置）

海難防止強調運動の南九州地方（第十管区海上保安本部管内）における推進母体として、官民の関係者が一体となって海難防止運動を展開し、広く国民に対し海難防止思想の普及と高揚を図ることを目的として、南九州海難防止強調運動推進連絡会議（以下「会議という。」）を設置する。

### 第2条（連絡審議事項）

会議は、次に掲げる事項を連絡審議する。

- （1）海難防止強調運動の基本計画に関すること
- （2）海難防止強調運動の実施計画に関すること
- （3）構成機関相互の協力体制の確立及び連絡調整に関すること
- （4）その他海難防止運動に関すること

### 第3条（構成）

会議は、別表の者をもって構成する。

### 第4条（議長）

会議の議長は、（公社）西部海難防止協会鹿児島支部長をもって充てる。

### 第5条（会議の開催）

会議は、海難防止強調運動の実施前、その他議長が必要と認めるときに開催する。

### 第6条（事務局）

会議の事務局は、（公社）西部海難防止協会鹿児島支部に置く。

### 第7条（雑則）

この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度会議において定める。

（付則）

この規約は、平成28年9月28日から施行する。